

原油価格・物価高騰緊急支援給付金 **第2弾**

対象事業者

以下の**《売上要件》**または**《粗利要件》**の**いずれかに該当する**県内事業者

《売上要件》

◆売上要件に該当する方は粗利要件での比較は必要ありません◆

令和4年7月・8月・9月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して**30%以上減少**したこと

《売上要件》に該当しない場合も《粗利要件》に該当すれば給付金の対象となります

《粗利要件》

令和4年7月・8月・9月のいずれかの仕入原価等※が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加しており、かつ粗利(売上－仕入原価等)が**30%以上減少**したこと

※「仕入原価等」は、仕入原価、光熱水費、燃料費の合計額となります。

※ 但し、以下に掲げる事業者は**給付対象外**となります。

◎R4.4月～6月を対象とした第1弾の給付金を受給された方も本給付金を受給できます。

- 大企業 ● 政治団体 ● 性風俗産業 ● 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者
- 県が10月以降に実施する以下の原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給した又は受給予定の事業者

※1：「地域公共交通事業者原油高騰等支援金」(バス事業者、タクシー・ハイヤー事業者が対象)

※2：「運送事業者原油価格高騰支援給付金」(トラック事業者(一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者)が対象)

※3：社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援(高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等の運営事業者が対象)

※4：農業水利施設の電気料金高騰への支援(農業水利施設の施設管理者が対象)

本給付金と※1～※4の支援金等の併給はできません。

給付額

1事業者あたり

法人の場合 **10万円** 個人事業主の場合 **5万円**

※令和4年8月3日からの大雨被災事業者には給付額を上乘せして支援します。

法人の場合 **20万円** 個人事業主の場合 **10万円**

主な要件

- ① 県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- ③ 給付金の受給後も事業を継続する意思があること

申請受付期間：令和4年11月1日(火)～令和5年1月6日(金) **(消印有効)**

申請方法：給付金事務局への**郵送** ※封筒に「給付金申請書在中」と**朱書き**

【発送先】〒983-8799 仙台東郵便局留め(宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内)
「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金」事務局宛て

必要書類：裏面記載のとおり

お問い合わせ先

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-001-282

※申請内容の確認のため、こちらの番号からお電話する場合があります。

開設期間：令和4年10月28日(金)～

受付時間：午前9時～午後6時まで(土日祝日、12/29～1/3を除く)

〈フロー図〉

スタート

①令和4年7月・8月・9月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少している

YES

給付金対象

⇒**売上要件用**の申請書(水色)で申請

NO

②令和4年7月・8月・9月のいずれかの仕入原価等※が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加している
※仕入原価等＝仕入原価＋光熱水費＋燃料費

NO

給付金対象外

YES

③上記②で比較した月の粗利(売上高－仕入原価等)を比較して、令和4年の粗利が30%以上減少している

NO

給付金対象外

YES

給付金対象

⇒**粗利要件用**の申請書(薄緑色)で申請

〈必要書類〉

《売上要件・粗利要件共通書類》

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上又は粗利を比較する月(R元年7月・8月・9月、R2年7月・8月・9月又はR3年7月・8月・9月のいずれかの一月)を含む期間の確定申告書の写し(税務署の収受日付印があるもの)
- ③ 売上又は粗利が②に掲げる月との比較で30%以上減少したR4年の**同じ月**(R4年7月・8月・9月のいずれかの一月)の売上が分かる書類⇒**売上が0(ゼロ)の場合も必要です。**
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)⇒表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)
- ⑤ **【大雨の被災事業者の場合】**罹災証明書又は被災証明書

売上要件での申請の場合は、上記①～⑤の書類のみで申請できます。

《粗利要件の場合に追加で必要な書類》

- ⑥ 粗利を比較する月を含む年の確定申告書又は決算書の中で、燃料費が含まれる勘定科目の経費内訳表(様式は申請書の4ページ目にあります)
 - ⑦ 粗利が②に掲げる月との比較で30%以上減少したR4年の**同じ月**(R4年7月・8月・9月のいずれかの一月)の仕入原価等の経費内訳表(様式は申請書の4ページ目にあります)
- 【法人の場合】
- ⑧ 粗利を比較する月を含む年度の決算書類

粗利要件での申請の場合は、左記①～⑤の書類に加えて、上記⑥～⑧の書類も必要となります。

〈新規創業者の比較方法〉

●R3年9月2日～R4年8月1日の期間中に創業した事業者の要件は以下のとおり

《売上要件》

・「R4年7月・8月・9月のいずれかの一月の売上」が、「対象月(R3年10月～R4年8月までのいずれかの一月)の売上」に比べて30%以上減少していること

《粗利要件》

・「R4年7月・8月・9月のいずれかの一月の仕入原価等」が、「対象月(R3年10月～R4年8月までのいずれかの一月)の仕入原価等」に比べて増加しており、かつ粗利(売上高－仕入原価等)が30%以上減少していること

※新規創業者は「新規創業者用」の申請書様式で申請してください。必要書類は申請書様式を確認してください。

詳しくは「給付金特設サイト」をご確認ください。

山形県 原油物価高騰給付金

検索

